令和元年度第２回横浜市保健医療協議会会議録（要約版）	
日　　時	令和元年８月26日（月）19時00分～20時21分
開催場所	ワークピア横浜　２Ｆ「くじゃく」
出 席 者	石川ベンジャミン光一委員、鈴木野枝委員、鶴本明久委員、伏見清秀会長、宮地英雄委員、太田雄一郎委員、杉山紀子委員、寺師三千彦委員、中野利彦委員、中村香織委員、新納憲司委員、濱崎登代子委員、水野恭一副会長、守分光代委員、八亀忠勝委員、山口道宏委員
欠 席 者	叶谷由佳委員、宮城悦子委員、蟹澤多美江委員、佐伯彰委員
開催形態	公開（一部非公開）（傍聴者２人）
議　　題	１　報告 （１）生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設設立支援事業における事業者の選定について（医療局） （２）よこはま保健医療プラン2018の振り返りについて（医療局） （３）横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例について（健康福祉局） （４）横浜市自殺対策計画の策定について（健康福祉局） ２　議題 （１）令和元年度病床整備事前協議について（医療局） （２）医療法第７条第３項の許可を要しない診療所について（医療局）
決定事項	１　令和元年度の病床整備事前協議については、実施しない旨、横浜市長に伝えることとした。
議　　事	１　開会 （事務局・医療局長あいさつ） （事務局佐々木係長）本日の議題（２）「医療法第７条第３項の許可を要しない診療所について」は、個々の医療機関から提出された情報に法人または個人の事業計画等が含まれており、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第７条第２項第３号のア及び第５号に規定する非開示情報に該当します。非開示情報の審議については、同条例第31条のとおり、非公開にすることができるとされています。したがって本日の議題（２）については、非公開とすることを事務局として提案します。 （伏見会長）ただいまの提案について、ご意見・ご質問等はありますか。 （委員）［意見なし］ （伏見会長）それでは、議題（２）については非公開といたします。 ２　報告 （１）生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設設立支援事業における事業者の選定について（医療局） （事務局本間課長）［報告（１）について説明］ （伏見会長）事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はありますか。

	（委員）［意見なし］ （２）よこはま保健医療プラン2018の振り返りについて（医療局） （事務局本間課長）［報告（２）について説明］ （伏見会長）事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はありますか。 （濱崎委員）特定行為研修を修了した看護師についての記載がありませんが、今後の超高齢化・少子化社会では、特定行為研修を修了した看護師の育成が大きな課題となりますので、よこはま保健医療プランの中で言及していくべきです。 （事務局小川課長）今後のプランの見直し等において、ご指摘について、検討させていただきます。 （宮地委員）「地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実」の件で、報告していること以外に、問題点、課題はありますか。 （事務局西野課長）ケアマネジャーが病院との連携を取りにくいとの声があるので、関係団体の声を拾いながら検討を進め、ケアマネジャーのための入退院サポートマップの作成等を行っています。 （鈴木委員）同じ部分について、退院調整の実施は、100％が望ましいと思いますが、なぜ80％に目標設定しているのですか。 （事務局西野課長）他都市の状況を鑑みると、80％くらいで頭打ちになるところが多いので、現実的な数値を設定しました。 （鈴木委員）あとの20％が行われていないことの分析や、対策についても考えてほしいと思います。 （濱崎委員）同じ部分について、退院調整実施率とは、何を表しているのでしょうか。 （事務局西野課長）ケアマネジャーに対するアンケート結果で数値を出しています。基本的に、調査期間の１か月間において、ケアマネジャーが自分でケアマネジメントした利用者のうち、退院調整が必要だった方を母数とし、実際に病院との退院調整ができているのかを表しています。 （濱崎委員）ケアマネジャーが、退院調整が必要だと認識した場合に、全て介入していれば、100％ということですか。 （事務局西野課長）その通りです。 （濱崎委員）注意書きがあると、理解できると思います。 （伏見会長）ほかに、ご意見・ご質問等はありますか。 （委員）［意見なし］ （３）横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例について（健康福祉局） （事務局佐藤部長）［報告（３）について説明］ （伏見会長）事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はありますか。

	（鶴本委員）横浜独自の条例ということで、国や県の条例との違いはありますか。また、口腔機能の推進や高齢者の歯科保健、認知症など、口腔保健の重要性はエビデンスがかなり出ていますが、これらの対応をどのように考えていますか。 （事務局佐藤部長）横浜の特性をどう活かしていくについては、検討部会の中で検討させていただきますが、今回は、自分の健康は自分で守るというだけでなく、自分でできない方に対して、周りが手を携えていくという内容を含めたかたちを考えています。口腔機能の推進については、高齢者や子供の口腔機能の発達などライフステージにあわせた位置づけが必要となると思うので、具体的な計画、内容を深めながら進めたいと思います。 （水野副会長）このパンフレットの中で、学校関係者とは、どういう人をさしていますか。 （事務局佐藤部長）養護学校や特別支援学校を含めた、様々な形での学校関係者をさしています。 （水野副会長）口腔機能を維持するには、年代別に、乳児期・幼児期・学童期と、関係していますが、教育委員会についての記載がありません。子供に対してのデータも十分にあるので、活用できるよう考えるべきです。 （事務局佐藤部長）この条例に基づき、こども青少年局、教育委員会、健康福祉局、医療局で、総合的に連携して取り組んでいきます。 （伏見会長）ほかに、ご意見・ご質問等はありますか。 （委員）［意見なし］ （４）横浜市自殺対策計画の策定について（健康福祉局） （事務局榎本課長）［報告（４）について説明］ （伏見会長）事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はありますか。 （水野副会長）自殺の原因としては、友達関係、経済関係、家族関係、仕事関係と大きく４つに分けられますが、簡単な対策だけに手を付けて、本当に厄介なところを後回しにしないように、検討すべきです。 （事務局榎本課長）全体的な自殺対策を進めるとともに、それぞれの分野ごとにも推進していくことが、自殺対策につながると考えています。若年層については、インターネットやスマートフォンを、相談に活用できるよう取り組みを始めています。また、学校内については、教育委員会と連携し、取り組みを行っていきます。 ３　議題 （１）令和元年度病床整備事前協議について（医療局） （事務局川崎課長）［報告（４）について説明］ （伏見会長）事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はありますか。 （新納委員）資料で説明のあった地域医療構想調整会議の意見と同じく、昨年度は

	809床配ったばかりで、その後の状況を検証しなければならないのではないかと考えております。今回の166床の不足は、病院協会として、利用率を上げれば吸収できると考えます。 （鈴木委員）対象医療機関について、回復期、慢性期機能を担うものということは、急性期については、足りているということでしょうか。 （事務局川崎課長）高度急性期、急性期、回復期、慢性期の４機能で、高度急性期と急性期については、病床数が過剰であるため、不足している回復期、慢性期機能に配分を行いたいと考えています。 （鈴木委員）利用率を上げれば病床の不足を補えるということについて、各病院に対してどのような働きかけを行うのですか。 （新納委員）病院協会で話し合い、頑張って働こうと言っています。また、会員から、昨年に続いて病床を配分しても医者や看護師、ヘルパーが足りないという声もあるので、今年度は病床を配るのでなく、利用率を上げることで対応してはという意見です。 （水野副会長）国で4つの病床に病床機能を分類していますが、自主申告となっています。急性期と申告していても、実際は慢性期の患者が入っている病床や、人員が足りず、休床しているところがあります。そういうところを調べてから考えてみてはどうでしょうか。全国一律の算定方式で基準病床数が決められているが、それが本当に政令指定都市の横浜に合うのかを、考えるという事で、毎年度見直していくことになっています。そうした方針から、今年度については、見送るほうがいいと考えます。 （伏見会長）病床整備の実施について、毎年検討することとなっていますが、あくまで今年度については、見送るべきであるという意見を、横浜市長に報告いたします。 （２）医療法第７条第３項の許可を要しない診療所について（医療局） ［非公開］ ４　その他 （事務局佐々木係長）次回の保健医療協議会の開催は来年となります。開催時期については、改めて連絡します。 ５　閉会 （事務局佐々木係長）［閉会の挨拶］
資料 ・ 特記事項	１　資料 ・資料１　：　生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設備運営事業者の選定作業について

	・資料２　　：　よこはま保健医療プラン2018　平成30年度振り返りについて ・資料３　　：　横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例について ・資料４　　：　横浜市自殺対策計画について ・資料５　　：　令和元年度　横浜市の病床整備の考え方について ・参考資料１：　横浜市保健医療協議会運営要綱 ・参考資料２：　横浜市の保有する情報の公開に関する条例（一部抜粋） ・参考資料３：　医療法第７条第３項の許可を要しない診療所に関する取扱要領 ２　特記事項 　次回の開催時期は未定